

司法調査課

TEL.03-3581-2207

司法調査課の前身である調査課は、それまで分散していた委員会の大半を集中させ「司法制度に関する調査及び研究」を目的として、1973年3月に設置されました。

現在も調査課設置当時の理念が踏襲されており、司法調査課は「委員会」業務が大きな割合を占めています。

その後、1995年9月に旧会館から現会館へ移転する際、できるだけ活動の内容に見合うように「司法調査課」に名称が変更されました。

▼ 主な担当業務

- ① 市民が利用しやすく、民主的な司法を実現するための企画・実行。その一環として、簡裁の機能充実に関する提言、裁判所委員会委員に対するバックアップ活動、裁判官の再任手続や人事評価に資するための裁判官情報に関する「報告書」提出の呼びかけなどの実施
- ② 法曹（特に弁護士）人口増加に伴う諸問題の検討
- ③ 民事訴訟の実情に関する調査・研究
- ④ 裁判員制度に関する事項
- ⑤ 非弁・非弁提携弁護士の取締り
- ⑥ 弁護士業務に直結する事項（司法修習生のための就職説明会の実施、法律事務職員研修の開催、弁護士広告の調査・措置、業務妨害行為を受けたり受けるおそれがある場合の被害の防止や支援、法廷等における弁護権の擁護）
- ⑦ 裁判所からの処置請求に対する調査・措置
- ⑧ 司法修習・法曹養成に関する事項
- ⑨ 暴力団等のいわゆる反社会的勢力による民事介入暴力事案における被害者救済及び被害の事前防止
- ⑩ 夏期合同研究の実施

▼ 裁判員制度のスタートに向けて

2009年5月までに開始される裁判員制度について、市民が円滑に参加できるような制度設計を提言し、制度を理解してもらうための広報を行なうとともに、弁護活動の実践等について研究し、会員に対する研修を行なっています。

今年度は、5月から7月にかけて、プロの劇団に協力を願い、裁判員劇「東京地裁刑事第201号法廷」を7公演行ない、延べ1000人を超える観客を動員しました。今後も、市民に裁判員制度が浸透するような企画を裁判員制度センターが中心となって取り組んでいきます。

▼ 司法修習の個別指導担当弁護士の確保

昨年11月から新司法修習制度が開始されました。

当会に配属される修習生数は、現行修習生のみだった59期（2005年度）の158人から、新司法修習生が加わった60期（2006年度）が100人増えて260人、今年度の61期は300人弱となる予定です。

そのため、個別指導担当弁護士の確保が急務の課題となっています。

ぜひ、個別指導担当弁護士にご応募下さい。応募に際しましては、委嘱基準が定められていますので、会員の皆さんにお送りするチラシをご参照いただくか、修習担当事務局まで問合せをお願いいたします。

▼ ▼ ▼

司法調査課は、できる限り複数担当制を採り入れ、課員同士が緊密な情報交換を行ない、情報を共有しつつ、増加する業務に対応していくことを目指しています。どうぞよろしく願いいたします。